議案第10号

加西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

加西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定する。

平成30年2月28日提出

加西市長 西 村 和 平

加西市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

加西市後期高齢者医療に関する条例 (平成 20 年加西市条例第 8 号) の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第55条第1項」の右に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「同項」を「法第55条第1項」に改め、同条第3号中「第55条第2項第1号」の右に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第4号中「第2号」の右に「(法第55条の2第2項において準用する場合を含む。)」を加え、「最後に行った同号」を「最後に行った法第55条第2項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により加西市に住所を有するものとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の被保険者に関する規定は、平成30年4月1日以後に被保険者となる者について適用し、同日前に被保険者となった者については、なお従前の例による。

(審議資料)

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の一部が改正され、住所地特例の適用を受けて、従前の住所地の市町村の国民健康保険の被保険者とされている者が、後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となることとされたため、所要の改正を行うもの。